

就労奨励金 確認事項

1. 交付対象者

◆新卒者

- ①雇用される年の3月に学校を卒業した者
- ②市内に住所を有し、5年以上定住する意思のある者
- ③平成29年9月から平成30年8月末までに常用雇用者として雇用された者
- ④労働契約等により勤務地域が限定されていることで、串間市に定住することが担保される者
- ⑤6か月以上、同じ事業主に雇用されている者
- ⑥事業主の親族でない者
- ⑦45歳未満の者

◆UJIターナー者

- ①奨励金を交付する年度又はその前年度に串間市に転入した者
- ②（Uターナー者のみ）串間市を転出した日から1年以上経過した後に、串間市に転入した者
- ③市内に住所を有し、5年以上定住する意思のある者
- ④平成29年9月から平成30年8月末までに常用雇用者として雇用された者
- ⑤労働契約等により勤務地域が限定されていることで、串間市に定住することが担保される者
- ⑥6か月以上、同じ事業主に雇用されている者
- ⑦事業主の親族でない者
- ⑧45歳未満の者

※常用雇用者：①期間の定めのない契約により雇用された者

②1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者として雇用された者

③雇用保険の一般被保険者

2. 奨励金

◆10万円：串間市共通商品券にて贈呈

3. 交付対象者の要件

◆串間市アクティブセンターにて開催するビジネスマナー講座に参加すること。

※開催日等の詳細は後日連絡します。



4. 雇用する事業所の要件

※ 下記の内1つ以上に取り組むことが必要です。

◆企業支援プロジェクト事業におけるスキルアップ研修事業に取り組むこと。

※必要経費の5分の3補助。上限20万円。

- 【例】○新規雇用者を対象に講師を招聘し講習会を開催する。
 ○従業員の営業能力を伸ばすため、プレゼンテーション研修に職員を派遣する。
 ○事業所の効率アップを図るため、資格を有する従業員を増やす。

◆企業支援プロジェクト事業における新卒者等雇用促進事業に取り組むこと。

※必要経費の5分の3補助。上限20万円。

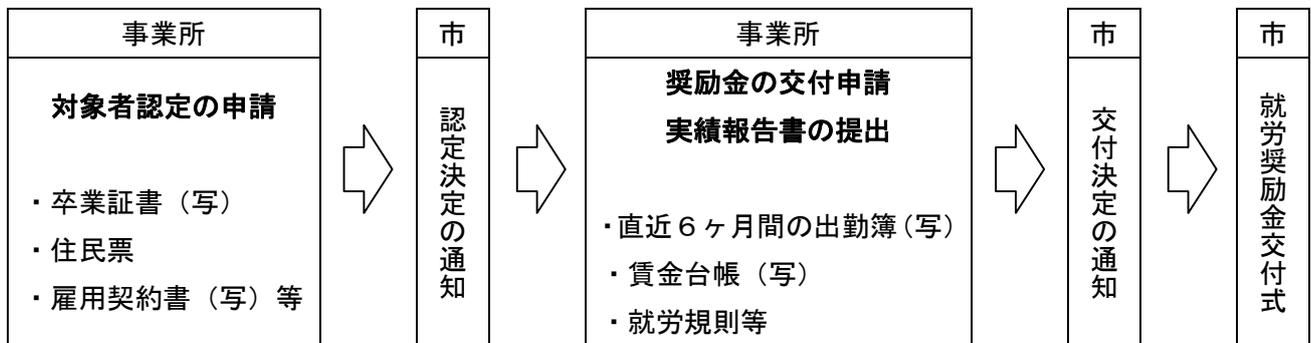
- 【例】○新たな求人を獲得するために、東京で行われる就職説明会に参加する。
 ○雇用に関するホームページの内容を充実させる。
 ○就業意欲を促す職場環境改善手段の1つとして従業員用のトイレを改修する。

◆雇用にあたり、地域限定採用枠を設定している。(募集要項等を提出)

- 【例】○『串間市在住』を雇用要件にしている。
 ○『南那珂地域在住』を雇用要件にしている。
 ○『宮崎県立福島高校』出身者枠を設定している。



5. 奨励金交付申請から交付までの流れ



◆申請者名は交付対象者ですが、申請等手続は事業所を通じて実施します。

◆就労奨励金交付式は、各事業所で行う予定です。

6. 申請書等ダウンロード



串間市→行政情報→事業者の方へ→商工業→制度→平成30年度新卒者等就労奨励について